

被災宅地危険度判定制度について

(登録更新)




令和5年 北海道建設部まちづくり局都市計画課

被災宅地危険度判定実施要綱

第1条～第3条

- ▶ 「危険度判定」とは
現地踏査により宅地被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類する
- ▶ 「危険度判定」の目的
宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地判定士が、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止することで住民の安全の確保を図る
- ▶ 「危険度判定」の主体
被災した市町村が実施（実施本部を設置して指揮する）



被災宅地危険度判定実施要綱

第4条～第5条

▶ 北海道の役割

被災市町村の要請により危険度判定活動支援、他の都府県に判定士派遣要請等を行うことができる


▶ 判定の結果

市町村が当該被災宅地に結果表示等を行う

被災宅地危険度判定実施要綱

第6条

- 被災宅地危険度判定士になるには
 - ①危険度判定実施に協力できる業務実施能力がある
 - ②被災宅地危険度判定士養成講習会を受講する
 - ③所定の実務経験や資格を持っている
- 被災宅地危険度判定士登録の有効期間
5年（更新を受けなければ、有効期間終了により失効）



被災宅地危険度判定実施要綱 第7条~第10条

- ▶ 判定士登録の更新
有効登録期間内に講習会を受講
- ▶ 名簿記載事項の変更
名簿記載事項変更届及び登録証を北海道に届出
- ▶ 登録証の再交付も可能

被災宅地危険度判定実施要綱

第11条~第16条

▶ 判定士の災害補償

被災宅地危険度判定連絡協議会（全国の協議会）が死亡・負傷・疾病に対する補償制度を整備

▶ 被災宅地危険度判定地域連絡協議会

相互支援体制充実・要綱の円滑運用のため道内市町村と北海道で構成

被災宅地危険度判定業務実施マニュアル

第1部

■ 事前準備


調査に必要な機材・用具のストックを確認

特に「認定登録票」「腕章」「判定マニュアル」は必須

「調査票」「ステッカー」「ヘルメット用シール」は、
ストックを確認し常に必要数を確保しておく

■ 個人で準備するものに注意

ビニール袋、雨具、防寒具、水筒、マスク



被災宅地危険度判定業務実施マニュアル

第2部

- 次の内容を確認してください。

総則（実施体制、実施概念）／第1章

実施本部の業務／第2章

支援本部の業務／第3章

判定調整員の業務／第5章

被災宅地危険度判定業務実施マニュアル

第2部

▶ 判定士の業務 / 第4章

災害発生後に北海道等から活動協力応諾の連絡がある
応諾した場合は被災地への着任等の指示がある
着任後は実施本部長の指揮下に入る
判定活動は班を編成し、チームで行う
判定に先立ち被災地状況等の説明を受ける
各種マニュアルを用いて判定する

被災宅地危険度判定業務実施マニュアル

第2部

▶ 判定士の業務 / 第4章

判定は宅地ごとに調査票に記入しながら行う

判定後は見やすい場所に判定ステッカーを張る

ステッカーには判定理由を明記する

居住者等がステッカー貼付を希望しない時は貼付しない

判定作業後は班長に判定調査票を提出

調整会議では注意を要する被災宅地を報告する

被災宅地危険度判定業務実施マニュアル

第2部

▶ 判定士の業務 / 第4章

判定作業には登録証携帯と腕章着用

ラジオ携帯等により危険に注意し無理な活動はしない

緊急事態が発生した際は実施本部等に連絡する

判定活動は1週間を限度とする

必要に応じて住民や報道機関への説明を行う

業務終了により帰還したときは各種報告を行う

被災宅地の調査・危険度判定マニュアル

- 目的・調査・結果の整理と報告・現地表示
業務実施要綱、実施マニュアルと重複する内容もありますが内容を確認してください
- 危険度判定
被害状況調査の結果をもとに擁壁・宅地地盤・のり面に対して実施する
判定項目ごとに数値化し評価点の積み上げで危険度を判定する

被災宅地の調査・危険度判定マニュアル

■危険度判定

変状の程度により「大」「中」「小」に分類

分類に応じて加点され評価点として集計する

評価点により判定区分が大・中・小・無 に分類される

「大」は「危険宅地」として赤ステッカー

「中」は「要注意宅地」として黄ステッカー

「小」「無」は「調査済宅地」として青ステッカー



擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定 票作成の手引き

- この手引きにより調査票を作成します
- 実際に使用する調査票は13ページから
- 記入例は19ページから
- 判定ステッカーの例は35ページから

被災宅地危険度判定についてまとめ

- 要綱、マニュアル、手引き等の内容を事前確認願います
- 災害発生後協力可能か応諾の連絡があります
- 応諾いただけると市町村の実施本部に配属されます
- 危険度判定にあたり注意事項の説明があります
- 判定活動は安全に留意して行います
- 判定にあたっては評価点の積上で判断します
- 活動完了後は結果報告を行います

被災宅地危険度判定制度について

この判定制度に対しご理解いただきありがとうございます。

この判定活動は行わないことがなりよりですが、自然災害はいつ襲ってくるか予測が難しいため、日ごろの準備が重要です。

被災宅地危険度判定士として登録された皆様に対し、判定活動へのご協力をお願いする場合は、応諾していただけるようよろしくお願いいたします。

令和5年 北海道建設部まちづくり局都市計画課